

令和5年度第2回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

1 開催日時 令和5年5月26日（金）15:00～16:30

2 開催場所 太宰府市役所 3F 庁議室

3 出席者

（委員） 熊谷 善昭会長
宮内 紀子委員
百田 繁俊委員
三輪 貴代委員
古賀 靖子委員

（市事務局）

高原総務部長、村田総務部経営企画担当理事、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事

4 傍聴者 2名

5 議事

1 議題

- (1) 情報公開法制の現状と課題について
- (2) 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

6 議事概要

(1) 情報公開法制の現状と課題について

前回、市の課題について審議会として対応方策を検討することとなり、まず、行政実務経験者の百田委員、法学者の宮内委員で、専門的な観点から対応方針案の検討を行うこととした。今回、両委員からその対応方針案の説明があり、方針案を基に委員間での審議及び内容の確認を行ない、今後、審議会から条例改正に向けた建議を行うことで全員承認。次回、建議案についての審議を行うこととなった。

(主な審議内容)

対応方針案について宮内委員が説明を行い、百田委員が補足説明を行った。項目ごとに方向性の確認を行った。

【宮内委員】資料の構成について説明する。前回の会議資料として、文書情報課が作成した資料をベースにして、それぞれの項目をどのように進めていくべきかを朱書きしている。

前回、会長から百田委員と私の目から見て、前回資料に掲載されてい

ない事項であっても、気づきの点があれば指摘をしてほしいとの要請があったことを踏まえ、「3. 規定内容の差異」及び「4. その他の課題・検討事項」の末尾に、百田委員と私の気づきとして、新たな項目を追記している。それ以外の黒字部分については、前回の事務局資料と同内容である

まずは「1. 用語の誤用」について、(1) から (4) まで共通する点として、用語の誤用については、見直すべきであると規定している。具体的には、(1) については、2 ページの上部に「用語を見直す方向で検討を進めるべきである」としている。

(1) (2) (4) については、純粹に用語を置き換えることで是正することができるため、表現としては、共通して「用語を見直す方向で検討を進めるべきである」と記載した。

他方、(3) については、「受理」という用語を他の用語に単純に置き換えるだけでは対応できないと思われるため、表現が少し違っているが、見直す方向で検討すべきであるという点では共通している。

今回の資料では、どのような用語を用いるべきかといったことにまでは立ち入っていないが、今回皆様の同意が得られた場合は、望ましい用語について言及することもありうると考えているが、現時点では資料にあるような記載にとどめている。

【百田委員】 補足説明はない。

【会長】 この項目で意見はないか。

【委員】 (意見なし)

【会長】 この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】 (了承)

【宮内委員】 次に「2. 規定を設けていない事項」について、(1) から順に説明する。

6 ページ上部の「(1) 正当な理由なく請求書の補正に応じない場合の処理」についてであるが、前回は議論があったように、太宰府市行政手続条例に基づき却下することが現行条例でも可能だと考えられるが、少し専門的であり、分かりやすさという意味では欠ける面がある。

入念規定とは新しい内容を作るものではなく、あくまでも既にある内容を明確にするための規定であり確認規定である。(1) については入念規定として規定を設ける必要性があるのではないかと考えのもと、このように記載している。

「(2) 請求に対する決定等の期限の特例」についてであるが、太宰府市では近年、請求件数が急増しているとのことであった。そうした背景を踏まえると、これまで一度に大量請求を受けた実績はないとのことであるが、事案が発生してからでは手遅れ感が否めないため、規定の新設を検討する妥当性はあるだろうと考え、8 ページのような記載とした。

「(3) 指定管理者の情報公開」であるが、規定を設けていない近隣自治体はないとのことだが、規定内容は一様ではなかった。内容については更なる議論が必要であると考え、規定を設けること自体の必要性はあると考え、9ページのような表現とした。

「(4) 開示(公開)を受ける者の申出期間」であるが、太宰府市においても、請求者が来庁されずに対応に苦慮した事例があったとのことであった。規定を新設することで、適正な運用が見込まれることから、10ページのような表現とした。

「(5) 不開示情報(非公開情報)としての社会的差別につながるおそれがある情報」であるが、本件は、法制的な判断というより、太宰府市の人権政策の観点からまず検討していく事項ではないかと考えている。その上で、太宰府市が規定の新設を検討するのであれば、法制的な観点として、非公開情報となる範囲が過度に広範とならないように留意する必要があると考えている。文言によっては、対象となる範囲があいまいになりはしないかといった点を懸念している。

「(6) 不開示情報(非公開情報)としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報」についてであるが、特定の個人を識別できなくても、個人の権利利益を害する場合は現実に想定されると考えている。具体例をあげれば、例えば、学校の反省文などについて、名前部分は識別情報として非公開になるが、その他の部分も個人の人格と密接に関係する情報については、本人の同意なく第三者に流通させることは適切ではないと考える。

このような情報は非公開として当事者の権利利益を保護する必要性があると認められることから、11ページのような記載とした。

「(7) 不開示情報(非公開情報)としての個人に関する情報、法人等に関する情報又は国等から公にしないとの条件で提供された情報であっても不開示情報(非公開情報)から除外する情報」についてであるが、個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護と比較衡量した場合、後者が優越する場合は想定される。

このように後者が優越する場合は個人に関する情報などであっても公にした方が公益に資すると考えられるため、15ページのように記載している。なお、他市条例や情報公開法の規定には、比較を意味する「より」との文言は含まれていないが、含まれていなくとも比較衡量して優越した場合という意味として解釈されることになる。

【百田委員】 補足説明はない。

【会長】 この項目で意見はないか。

【委員】 (意見なし)

【会長】 この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】 (了承)

【宮内委員】 次に「3. 規定内容の差異」について、(1) から順に説明す

る。

15 ページ中頃の「(1) 太宰府市土地開発公社」についてであるが、前回も議論があったように、土地開発公社は市の管財担当が兼務している面やその業務に着目すれば、出資法人ではなく実施機関として位置付ける意義があると考えられることから、16 ページのような記載としている。

「(2) 非公開情報（不開示情報）となる度合い」についてであるが、例えば、法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報について、太宰府市の現行条例では「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められる」情報であれば、非公開となるが、明らかに害するとは認められないが害するおそれがある情報は公開されることになる。

仮にこのような情報が公開されるとなれば、法人等や事業を営む個人は害を被ることになると考えられるが、法人等や事業を営む個人を保護する規定は設けられていない。この点、個人に関する情報は、保護と公開のバランスが取れていると考えられるが、法人等や事業を営む個人についてはバランスを逸していると考えられる。

このように情報公開の観点から意義がある規定であったとしても、事業者保護といった観点からは是正が望まれる面もあることから、18 ページでは見直しを検討する必要性が認められると記載した。

「(3) 非公開情報（不開示情報）の文言」についてであるが、見直しの是非を判断するにあたり、まずは各文言の意味する内容を精査し、改正の必要性自体を検討していく必要があると考えている。

したがって、見直しの是非には触れず、まずは意味を精査することが必要との考えから、19 ページ下部のような表現としている。

「(4) 出資法人の情報公開」についてであるが、太宰府市を含め、近隣自治体も出資法人の情報公開に関する規定を設けているが、その内容は一様ではなく、どのような規定が望ましいのかといった原点に立ち返って検討する意義があると考え、20 ページのような表現とした。

「その他の気づき」として、「審査請求に関する手続き」を私の指摘として挙げさせていただいた。情報公開請求に対し、非公開決定がなされる場合もあり、そのような場合は審査請求を行うことができる。太宰府市の現行条例では、審査請求を受理して諮問までの期間を14日以内と、諮問から答申までの期間を60日以内と、答申から採決までの期間を14日以内とそれぞれ定めており、これらに関する延長規定は設けられていない。案件によっては十分な審議期間が確保できないのではないかと懸念されることから、この点を追記した。

【百田委員】最後の審査請求の期間の件について、情報公開条例ができた平成9年から当時は異議申立てであったが、それらの件数はいずれも1年に1件あるか無いかの程度で推移していた。近年の状況では、市

の広報で発表されている件数をみると令和4年度が5件、令和3年度10件、令和2年度8件、令和元年度2件といった状況である。条例ができた当初については異議申立て、審査請求に関して、いたずらに期間を延長させないためにも抑止的な効果として期間を設定しているということについて、意義はあったと考えるが、情報公開制度、不服申立制度が浸透し、状況もかなり変化しているようであるので、その変化に応じた見直しの検討が必要ではないかと考えるところである。

【会長】この項目で意見はないか。

【A委員】「(2) 非公開情報（不開示情報）となる度合い」について、「明らかに害すると認められる」ということが証明できなかった場合はどうなるか。それで企業の業績が悪化したとか、企業が成り立たなくなったとか、その影響を与えたということでその企業側が再審、審査請求をしたなどの事例があるか。

【事務局】行政機関は、情報公開請求があった時に、開示文書の中に第10条各号のいずれの号に該当する情報があるかを考え非開示決定を行い、その決定に対して不服がある方が審査請求を行うため、開示決定の時点ではまだその情報自体は開示されていない。審査請求の裁決に対してさらに不服ということであれば裁判という流れとなる。裁判所が市の行った判断が適切かどうかを判断する。実際に情報は開示されていない状態で議論がされる形である。裁判の結果、実際に情報が開示となった場合、どの程度影響があるかということは、想定議論となってくる。ではそういった時に裁判所がどう事実認定をするかであるが、ここで「明らかに」に当たるかどうかを市が証明していくこととなると思っている。ただ、明らかに認められるということがどのようなレベル感の事実を示せば該当するのかというのは非常に難しい。敗訴した時に初めて情報が世に出るため、その時になって初めて、（開示による）実際の影響が見えてくる。

【A委員】裁判の判定の根拠となるときに、ここが「明らかに」ではなく、「おそれがある」ということになれば（開示の範囲が）緩くなるということになるということか。

【事務局】おっしゃるとおりである。

【B委員】「明らかにに害する」という場合でなければ公開しないといけないということで、公開の範囲が広がる、それがはたして適切かどうかということである。

【百田委員】「明らかに」という言葉を取ると、非公開の範囲が広がるということになるので、公開の原則からしてどうかという議論もあろうかと思う。請求者側の権利を考えたときに、何人もできる、しかも請求の目的は問われないということが原則であるので、例えばある事業者が競合する事業者の情報が市に存在するということを予想してその情報の公開を請求するということも考えられる。そういった場合でも市は情報公開

請求を拒むことはできない。あくまで非公開か公開かの判断によって出すか出さないかを決定することとなる。請求者側の権利は十分に保障されているが、一方公開請求の対象となった情報の関係者の保護という面も必要と考える。そのバランスをとる意味もあるかと思う。情報公開の対象となる情報というのは市が取得又は作成し、そして組織的に保有しているものとある。作成は市自身が作ったもので、それに対しては特別な保護は必要ないかと思うが、取得については他者が作ったものを市がもらっている、あるいは持っている情報である。それについては保有に至った経緯がおのずと異なっているため、請求対象に対する対応について、一定の区別があることも妥当ではないかと思う。

【事務局】市と業者が契約する場合、基本的に「秘密保持契約」を結んでおり、業者の情報については公開しないと一般的に記載している。契約であるので当事者間（市と事業者間）の約束である。本市の問題意識としては、いくらそこで秘密にするとしていた条項であっても、情報公開条例上、何人も公開できることになっており、非公開情報に当たらない場合は開示しなければならないこととなっていることである。仮に契約において秘密保持を結んでいた事項であったとしても、そのことをもって情報公開条例で公開しないことにはならない。例えば秘密保持をしたことも「明らかに害する」と認められないけれども「害するおそれがある」情報であれば公開しなければならないというのが現行条例上かかっている開示義務となっていると認識している。業者側にとっても市と秘密保持契約を結ぶということは、当然に市は情報を出さないという前提と考えているかと思うが、条例上の建付けからいうと、そうであっても開示しなければならない場面が出てくる。仮にこういったものを開示すると、事業者との間では契約違反となるため損害賠償請求につながる可能性はあるのだろうと考えている。こういう場合、市の対応として果たしてプラスになるのだろうかと思う。情報公開という切り口から見ると公開する範囲を広げるという意味で、プラスになる面もあろうかと思うが、（開示したことに対する）事業者からの訴えにより損害賠償を払うということであるとか、太宰府市はどんどん情報を出すというふうに思われてしまうと、事業者から情報提供すらされなくなってしまふ、事業者からも契約されなくなってしまふのではないかというおそれを抱いている。

【B委員】契約自体はそれぞれの事業者とそれぞれ結ぶものであるので、契約次第だと思う。単純に秘密保持契約を結んでいる、そういう条項が入っているというのであれば、公開した時に秘密保持義務違反として損害賠償請求を受ける可能性はあると思う。であれば、現在こういう条例になっているので、こういう条例であることを前提とした秘密保持契約の内容にすることというのは考えられる。基本的には秘密は守るんだけど条例によって公開しなければならない場合には例外であるとい

うことで損害賠償請求のリスクはある程度回避できるのではと思う。今の話のうち、太宰府市は公開の範囲が広くて、業者にとっては秘密にしたいことはあると思うが、そういう事項でも太宰府市では公開されてしまうかもしれないという点は、業者側にとって、契約をするかどうかということについての負担やハードルとなる可能性があると思う。

【A委員】事業者と事業者の契約もあるが、事業者と消費者との契約もあると思う。そういう契約の場合も事業者が持っている情報として市が取得した場合は情報公開の対象となると思うが、その場合も消費者の方が公開しない契約を結んでいた場合にも、情報公開制度にのっとって、個人の情報が侵害されていないかという観点で（開示非開示の）判断がされるということか。

【事務局】ご指摘のとおりである。補助金事務を行う際に市民の方と事業者の方が契約を結んだ文書等を補助金申請の書類として提出いただくことがあるため、契約当事者に市が入っていない情報であっても市が情報を保有し、それが開示請求の対象となれば、委員のおっしゃった事例が発生する場合がある。

【会長】いろいろな情報がある中で、情報公開の権利も大事な権利であるし、事業者の秘密が守られるという利益も考慮しないといけないという中で現状「明らかに害する」ことだけを非公開とし、「害するおそれがある」くらいでは公開扱いとなる、というところの規律のバランスが妥当かどうかというところである。議論があった部分についてどのような規定を設けるべきかを検討していくということかと思う。この項目の検討の方向性について、了承ということによろしいか。

【委員】（了承）

【宮内委員】最後に、「4. その他の課題・検討事項」について、（1）から順に説明する。

20 ページ中頃の「（1）公開等決定（開示決定等）までの期間」についてであるが、近年、請求件数が急増するといった状況の変化がある一方で、決定までの期間は見直されてこなかった。制度を実態に合わせていくこと自体の必要性が認められる一方で、公開等決定までの期間がいたずらに長くなることは避ける必要があると考えられる。

このような問題意識から、期限と延長期限をセットで検討すべきと考え、21 ページのように記載している。

「（2）同一内容を繰り返し請求する者等への対応」についてであるが、一定の要件を定めた上で却下することは妥当だと考える。他方、却下として処理する事案は最小限に抑える必要があることから、実際の規定を検討するにあたっては、そのような点を留意する必要があると考えている。

また、場合によっては、過去に請求があった資料のみを非公開として、一部公開するといった出口も考えられるのではないかとの問題意

識から、21、22 ページのような表現とした。

「(3) 公開請求(開示請求)に係る手数料」についてであるが、法律論で考えれば、地方自治法に利益原則の下で手数料を定めることとしていることから、開示請求に係る手数料や開示の実施に係る手数料を求める妥当性は認められる。他方で、手数料を取らないことで、これまで説明してきた他の項目のような具体の不具合が生じているということではなく、また、多くの自治体が太宰府市と同様の対応をしていることに鑑みれば、検討の優先順位は必ずしも高くはないとも考えられる。

他方、近年の物価高騰など様々な状況変化が生じており、手数料を聖域とせず、常日頃から問題意識をもっておくことは必要だと考えられることから、23 ページのような表現とした。

最後に「その他の気づき」として「裁量的開示」を百田委員が指摘された。仮に非公開情報であったとしても、裁量的に開示できるとの規定を設けている自治体がある。一般的に、情報公開法制では、一部の非公開情報を除く、その他の情報について公開義務を課している。すなわち、必ずしも、非公開情報については、公開が禁止されているわけではないと考えられる。

裁量的に非公開情報を開示することが公益上必要な場合も想定されることから、この点を指摘させていただいた。

【百田委員】裁量的開示は、仮に非公開とされている情報であっても、公益上特に必要があれば開示することができるということで、公開の幅が広がるものである。太宰府市の条例でいえば第10条が公開の義務というところとなるため、各号に該当しないということになれば原則公開である。裁量的な非公開となれば原則が覆るため認められないものであるが、第10条各号は公開しないことができるという考えなのか、公開してはならないという考えか。公開してはならないとなれば公開してはいけないこととなるのであるが、文言上いずれとも明確な規定にはなっていない。つまり、場合によっては公開する余地があるのかどうかは現行規定からは不明瞭であるということから、このような他市の例に倣った裁量的開示という判断を一つ設けておく考え方もあるのではないかということである。実際、この条項を使って一旦非公開としたものを最終的に公開とするというような事例はそうそうあろうとは思えないのであるが、あくまでそういったことができる根拠規定を一応設けておいて、必要な時に対応ができる状態にしておくというような意味になるかと思う。他市の例では「公益上特に必要があると認めるとき」という文言を入れている場合があり、「特に必要が」ということでかなり縛りがあり、そうそうこの条項が持ち出されることはないだろうと考える。さらにただし書きにおいて、前条第1項第8号、「法令の規定により公にすることができないとされている情

報を除く」とあり、条例というのはあくまで法令の範囲内ということを示している規定となっている。その他の市の規定にも表現は異なるが裁量的開示の規定はある。そこにもやはり法令の規定を除くという規定があり、国の情報公開法にも開示義務が課されていないものであっても、公益上特に必要があると認めるときは開示することができるという制度がある。これについては行政の最終的な判断があり、太宰府市としてこのような規定を設ける必要があるかないかという議論はあると思うので、条文として設けるかどうかは市としての判断であるが、このような規定を設ける可能性もあるのではないかという意味合いから項目として上げさせてもらった。

【B委員】裁量的開示においては、議論となる情報は、公開できない、公開してはある利益が失われるというようなものを含む情報なのだろうと思う。それを上回る（公開の）必要があるときに例外的に開示しようとする趣旨と思うが、具体的な事例はあるか。例えば今の条例では不開示情報のため公開しなかったが、その事案について本当は公開できれば良かった、公開した方が適切だったと思われるような具体的な事例は過去にあったか。

【事務局】おそらく過去にはない。行政の立場として、もしそういったものが念頭にあるのであれば本来非開示情報に明確に記すべきであろうと思う。そうすることによって請求者が予見可能性をもって開示されるかどうかをはっきりさせるべきと思う。他方、現行条例は完璧な条例になっているかということと必ずしもなっていない。本来開示すべきものであるが非開示と規定されているものが絶対ないかということとは言えない。そういったものがあつた場合にこの規定を使って極めて例外的な事例と思うが開示するという必要性はあると考える。あくまで理念的な議論である。

【会長】最後の裁量的開示以外の項目は記載のとおり、検討の方向性について、了承ということによろしいか。裁量的開示についてはこういうことも考えられるという記載にとどまっている。これについては定めるのが適切かどうかを引き続き検討するということでの記載となっている。そこも含めた上で資料に記載の通りの方針ということによろしいか。

【委員】（了承）

【会長】この度百田委員、宮内委員が取りまとめた対応方針案と、本日の皆様の意見を集約し、本審議会から市への条例改正に向けた建議を行いたいと思うが、皆様それでよろしいか。承認の方は挙手をお願いする。

< 全員挙手 >

【会長】この対応方針案と本日のご意見を基に審議会からの建議案を作成することに決定する。建議案については百田委員、宮内委員と事務局

で準備いただき、場合によっては、次回開催の前に皆様に照会することもあるかもしれない。次回は、建議案についてのご審議をいただきたいと思う。

(2) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

前回の審議会において、情報セキュリティポリシーのほかに安全管理措置規定を定めることについての質問があったことについての回答として、事務局から、資料「個人情報保護法の安全管理措置規程の必要性について」に沿い、説明を行った。合わせてこの後に行う安全管理措置指針の内容説明において、情報セキュリティポリシーの内容も合わせて説明を行うため、情報管理、情報セキュリティの関係上、会議の非公開の要請を行い、審議会は以降の会議の非公開を決定した。

事務局は資料 2-1 「個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について（諮問）」の「太宰府市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(案)」の内容について、資料 2-2、2-3 の説明含めて説明を行い、審議会に諮問を行った。次回、答申についての審議を行う。

(主な審議内容)

【会長】今回、この議題の審議に当たり、取り扱う内容については、情報管理、情報セキュリティの関係上、公表していない情報についても審議内容に含まれるとのことである。太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第 4 条の規定により、この議題を非公開としたいと思うが、それでよろしいか。承認の方は挙手をお願いする。

<全員挙手>

【会長】以降の審議について、審議会条例施行規則第 4 条の規定により非公開とする。また、運営要領第 4 条の規定により傍聴はできない。同じく第 6 条、第 7 条の議事概要、議事資料についても公表できる部分を除き非公表とする。

【事務局】この度審議会に諮問する内容は「太宰府市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）」における措置（規定）の内容についてである。

「個人情報保護法」の安全管理措置と、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に規定する安全管理措置も合わせて規定する。

資料 2-2 は前回説明した特定個人情報の保護方針である。マイナンバーの行政利用が始まった時期の平成 28 年に作成したものである。この度の個人情報保護法の改正を機に、諮問の指針で番号法の措置も合わせて、より具体的な内容で規定をする。

資料 2-3 は個人情報保護法と番号法の根拠法令等の表であり、今回指針を作成するに当たり、主に「総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」、「(福岡県) 知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を参考にした。

資料 2-1 は条の順に内容の確認を行った。

- 【B 委員】 保護管理者の役割が多岐にわたる。各課の課長となっている。5 ページのアクセス制御や 6 ページの第 26 条、第 27 条をみると外部からの不正アクセスの措置を講じるなど、イメージする各課の課長には大変な義務が課せられているのではないかと思う。7 ページの第 38 条の入退室管理だが、電算室を管理する保護管理者という意味かとは思いますが、その役割がはっきりしていない。義務、権限がある保護管理者の（役割の）幅が広く適切なかどうかをお聞きしたい。
- 【事務局】 保護管理者は各課の課長であるが、一部すべての課において対応しないであろうものも含まれている。指針の第 5 章と第 6 章はシステムで取り扱う個人情報に特化した章であり、この部分の保護管理者はシステムを管理する課長が該当するものである。例えば住民情報システムは市民課や多くの課が使用するが、管理するのは文書情報課である。また、電算室の管理については文書情報課が担当するのでその部分については文書情報課長と読み替えるようになる。
- 【B 委員】 日々のアクセスの記録をつけるというのは各課でしたらいいが、第 26 条、第 27 条のように不正アクセスを防止するための措置を各課の課長が行うのは無理ではないかと思う。例えば詳細なマニュアルがあってそのとおりにするようになっている等のような運用があるのか。
- 【事務局】 この条項の中には文書情報課長しか当てはまらないものもあれば、各課の課長が当てはまる場所もあるし、この規定の表現だけだと各課がやらなければいけないことか情報部門がやらなければいけないものかが混在している感じはある。このあたり、職員に話していくときには説明をしていかなければならないと思う。運用の際にはわかりやすく周知していく。
- 【B 委員】 規定としてはこれが一般的な感じであるのか。
- 【事務局】 総務省の規程を参考にしているのであるが、情報担当は一部であり、各課がすべての条の対応を行っているかということやはり該当する部分だけとなってくると思う。
- 【B 委員】 例えば漏えい事故が起こり、その措置が不十分であった場合に、誰が（管理等を）しないといけなかったのかとなった時に、保護管理者の責任にもなりかねない。
- 【事務局】 この場合、システム管理者なので文書情報課長かということ、紙で持っている情報の場合であると原課であるという場合もある。状況から紐づかないと責任は判断できないということになる。

【B委員】各課に一人置くところがあるので、その課で起こった漏えい事故はやはりその課に保護管理者が必要ということと思う。運用面で周知など、問題がないように実施していくという前提で行うということをお願いする。

【C委員】指針の題名だが、「太宰府市の機関の保有する」ではないか。

【事務局】今回個人情報保護法に基づいて指針を作っており、保護法が適用されるのは市の機関、地方公共団体（議会を除く）という言葉で用いられており、条例では「市の機関」という言葉と使っているので、事務局側の漏れである。修正を行う。

【会長】今回の諮問の内容について、皆様の意見も踏まえて次回、答申についての審議を行う。